

# 危険物取扱業務に関わる 技術基準と根拠法令 を

## 網羅した、唯一の用語解説集!

# 危険物取扱者のための 危険物 まるわかり 辞典

危険物取扱者のための

## 危険物 まるわかり 辞典

危険物法令実務研究会 編

危険物取扱者はもとより  
消防関係者、  
危険物取扱者受験者にも  
必須の用語集

第一法規

危険物法令実務研究会 編

A5判・216ページ

定価 本体2,100円+税

### 本書の特色

通常用語解説に加え・・・

- ◆事故予防に不可欠な知識を実務の流れで追加!
- ◆事故予防のポイントや現場の技術基準を明示!
- ◆根拠法令を掲載!
- ◆危険物の予防行政に実際に長年携わった執筆者による内容!

### まるわかり

即実務で活用できる!! 危険物取扱者が、  
常に傍らに置いて、事故予防の留意点を確認できる!

### 内容見本

あ

危険物施設において火災・流出事故がひとたび発生すると、危険物施設や事業所の経済的損失だけでなく、地域の住民に与える不安や影響は計り知れないものであり、経済的損失だけではなく、その後の事業所の生産活動に大きく悪い影響を及ぼすであろうことから、危険物を貯蔵・取扱う場合における安全確保は何にもまして重要であることは言うまでもありません。

平成元年以降における危険物事故の発生件数を見ると、事故の最も少なかった平成6年と比較して、危険物施設が減少しているにもかかわらず、事故は2倍以上という状況です。そして、その発生要因については、火災も流出事故も維持管理不十分、操作確認不十分などの人的要因が大きな部分を占めています。

この用語辞典は、危険物施設における位置、構造、設備についての用語や、危険物を貯蔵、取扱う際の技術基準について必要と思われる用語など、危険物関係法令に多く用いられている用語を厳選して編集しました。従いまして、この用語辞典は日常の消防の実務において活用できるだけでなく、危険物取扱者試験に向けての学習にも活用できるものと考えます。

この用語辞典を危険物業務に携わる方々に広く活用していただき、いって危険物事故の防止に少しでも役立つ幸いです。

ために必要な通気面積である有効吹き出し面積を有しなければならず、容量が2000ℓ以下のタンク室に設ける安全装置では、15cm以上、容量が2000ℓを超えるタンク室に設ける安全装置では、25cm以上

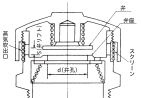


図 安全装置の例 (排気取出口)

(法令)  
危政令 第9条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項、第15条第1項、第17条第2項、第26条第1項  
危規則 第19条第2項、第3項、第

#### アンダーカット

溶接の際、溶接の止端に沿って母材が溶けて、溶着金属(溶加材から溶接部(溶接金属及び熱影響部を含んだ部分)に移行した金属)が満たされないうえに溶接部が欠損すること、アーク溶接の溶接欠陥である。アンダーカットの発生は、溶接電流、溶接速度、溶接棒の位置、角度、アーク長の保持等が関係する。

アンダーカットが生ずると疲労強度等に影響するので、疲労強度等が問題となる溶接箇所は、溶接部を突入に仕上げる必要がある。

屋外貯蔵タンクの鋼板と底版の溶接部又は移送取扱所の配管の溶接部等は、アンダーカットに注意しなければならない。

(法令)  
危規則 第20条の7第2項、第20条の8第2項  
危告示 第41条第1項、第2項

#### 加熱及び保温のための設備

物質の性状によって、配管等の加熱及び保温のために設置する設備。

設備として、単に断熱材のみを施工したものの、断熱材と熱湯油配管、スチーム配管、電熱線等を組み合わせたもの等がある。

(法令)  
危政令 第9条第1項  
危規則 第28条の11、別表第一の二

#### 加熱分解

熱の作用、すなわち加熱によって起こる分解反応。熱分解とも呼ばれる。

危険物第五類自己反応性物質の判定は、爆発の危険性を判断するための試験とともに、加熱分解の激しさを判断するための試験により行う。

加熱分解の激しさを判断するための試験として破裂板及び孔径1mmのオリフィス板を取り付けた压力容器の中の試験物品を加熱する压力容器試験を行い、破裂板が破裂する場合に加熱分解の激しさに係る性状を示すものとされる。

(法令)  
消防法 別表第1備考18  
危政令 第1条の7第4項、第6項

#### 可燃性液体類

消防法第9条の4で定義される指定可燃物のひとつ。

消防法第9条の4で指定可燃物とは「わら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその最大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となる

ものとして政令で定めるもの」と定義され、更に危険物の規制に関する政令第1条の12では、「別表第の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの」が指定可燃物として位置づけられる。

可燃性液体類は、

① 1気圧において引火点が40℃以上70℃未満の液体で可燃性液体量が40%以下であって燃焼点が60℃以上のもの。

② 1気圧において引火点が70℃以上250℃未満の液体(1気圧において温度20℃で液状のものに限る)で可燃性液体量が40%以下のもの。

③ 動物の脂肪等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したものであって、1気圧において引火点が250℃未満の液体(1気圧において温度20℃で液状のものに限る)で一定の要件を満たす屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク若しくは地下貯蔵タンクに加工しない状態で常温で貯蔵保管されているもの又は一定の要件を満たす容器に収納され貯蔵保管されるもの。

④ 1気圧において温度20℃で液状を示すもので引火点が250℃以上のもの。で、危政令別表第4で示す数量は、2㎡である。

(法令)  
危政令 別表第四  
危規則 第1条の3第1項第2項第3項

#### 可燃性固体

危険物第二類に類別される危険物。

度低下等によって生じ、タンクに不等沈下を生ずると、タンクの変形、隅内等における応力集中などにより、タンクが亀裂を生じ破損する原因となる。

(法令)  
危政令 第8条の4第5号  
危規則 第28条の24、第62条の2の2  
危告示 第4条の6

#### 不燃材料(危険物施設)

建築基準法でいう不燃材料とは、コンクリート、れんが、瓦、石綿スレート、鉄鋼、アルミニウム、ガラス、モルタル、しっくいその他これらに類する建築材料で次の基準を満たすものをいう。

① 燃焼せず、かつ、防火上有害な変形、溶融、亀裂その他の損傷を生じないこと。

② 防火上有害な煙又はガスを発生しないこと。

これらの建築材料はいずれも通常の火災時の火熱に対して多少の溶融又は赤熱を生じることであっても、燃焼現象、防火上有害な損傷を生じず、かつ、防火上有害な煙又はガスを発生しないものと定義付けられている。

危険物施設である建築物に用いられる不燃材料は、このうちコンクリート、れんが、石綿板、鉄鋼、アルミニウム、モルタル及びしっくいをいい、これ以外のものは不燃材料としては認められていない。

(法令)  
危規則 第10条第1項(建築基準法第2条第9号)他

危告示 第59条、第61条

#### プラグ

岩盤タンクのプラグは、岩盤タンクの坑道に接続する部分に設ける選へい材をいい、プラグは鉄筋コンクリート等で気密に造るとともに、その配管が貫通する部分及び岩盤と接触する部分は、危険物又は可燃性の蒸気が漏れない構造とする。

(法令)  
危規則 第22条の3第3項

#### フレキシブルコンテナ

折り畳みができる柔軟性のある材質を用いて袋状に造られ、吊り上げるためのつり部と注入・排出ができる開口部を備えたコンテナをいう。

容体の輸送に適しており、内容物の最大重量が1程度のものである。

液体危険物用の「フレキシブルコンテナ」としては、内袋をポリエチレン系の種層フィルム、外袋をポリプロピレン繊維で造られた箱枠付き構造の容器であり、第四類の危険物のうち第三石油類(引火点が130℃以上のものに限る。)、第四石油類又は動植物油類を収納する最大容積1000ℓ以下の液体フレキシブルコンテナが、所定の、①落下させた試験、②空気圧力をかけた試験、③水圧をかけた試験、④積み重ねの試験、⑤持ち上げた試験で適切な性能を有するものは、危規則別表第3の4等に適合する運搬容器と安全上同等以上と認められる。

(法令)  
危告示 第68条の3の3



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640



# 危険物セレクション

危険物を取り扱う施設ごとに  
規制基準を一覧化！  
複雑な規制をもれなく容易に  
確認できるWEB ツール！



CONTENTS	
チェックリスト	法令に基づいた規制基準を危険物施設別に一覧化 チェックリストをより簡潔にまとめたチェックシート付（一覧印刷・ダウンロード可）
改正前情報	審議会情報等公布前の情報を掲載
法改正情報・法令	危険物を中心とした関係法令約160本に関する改正概要、新旧対照表、法令原文の情報を提供
通知・実例集	危険物法令関係の通知、実例（質疑応答）の原文を収録
消防本部	全国の消防本部のホームページ、関係条例の原文／関係様式等へのリンク
危険物関係法令相談室／FAQ	専門家が危険物法令に関する疑問に可能な限り回答／よせられた相談と回答を掲載
メールマガジン	改正前ニュース、セミナー情報等、危険物法令に関する旬な情報を配信（月1回）

詳細・お申し込みはコチラ →

第一法規

検索

CLICK!